

## Ⅷ アジアヘッドクォーター特区の実行プラン、ロードマップ、役割分担

### 1. 実行プラン

#### (1) 誘致・ビジネス交流

##### 1) 外国企業の掘り起こし

既に日本へ進出の意思を有する企業の相談を待っているだけでは、世界規模での都市間競争に勝ち抜き、東京に外国企業を誘致することはできない。海外企業誘致セミナー等を通じ、外国企業の東京への関心を高め、経営層に東京を海外進出先の候補地として認知してもらうために、東京の魅力のPR、シティセールスを実施する。

そうして得た企業情報をリスト化し、投資案件の決定権を持つビジネスパーソンに対して直接的にアプローチする。その際、業界ごとによって異なる東京の魅力や優位性を明示するとともに、必要に応じてコンサルティングを行うなど、民間事業者のノウハウを活用しながら、能動的な営業活動を展開する。

##### 2) 都独自の税制優遇

外国企業の中でも特に、アジア地域に生産・販売・流通等の拠点を有する企業が、それらの拠点を統括するアジア地域の業務統括拠点を東京に設置すれば、この業務統括拠点が、グローバル戦略製品の研究開発、製造、販売等に当たりどの企業と提携するかを判断する機能を有することになる。

こうした機能を有する業務統括拠点の役員あるいは担当者と日本国内の各地に存在する高い技術力を有する企業との接触の機会が増えれば、国内企業の国際ビジネス展開の可能性が高まり、日本経済への波及効果も高まる。

このため、特に、アジア地域の業務統括拠点または研究開発拠点として、国際戦略総合特区の指定後に特区地域に新規に設立された多国籍企業に対し、総合特区法に基づく法人税の軽減措置と併せて、法人事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税の減免を行う。これにより、法人実効税率をアジア諸国と競争可能なレベルまで引き下げるとともに、税制以外のソフト・ハードの総合力の魅力によって、東京への外国企業の立地を促進する。

##### 3) MICE拠点の形成

外国企業誘致・ビジネス交流のために有意義な機会となる国際見本市や展示会、国際会議、アフターコンベンション等がある程度まとまったエリアで対応できるようにする。

このため、ビックサイトを中心としてMICE機能が既にある程度整っている臨海副都心エリアにおいて、MICE機能の拡充による国際的なビジネス交流拠点の形成や、アフターコンベンション機能の更なる拡充に資する都市開発事業を促進し、MICE・IRの拠点として整備する。

このため、東京都独自の取組として、臨海副都心を対象にMICE機能の充実に資する事業、アフターコンベンション機能の形成に効果が高い事業、外国企業の進出促進に資する事業に対する補助制度を創設する。

#### 4) ビジネスマッチング

外国企業は、日本企業の有する高い技術力や要求レベルの高い消費者（市場）の存在について着目しており、日本へ進出した際のビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求めている。このため、誘致対象外国企業に対し、日本企業の優れた技術の紹介やそれらの企業とのマッチング等を行い、取引の機会の拡大を図る。

### (2) ビジネス支援

#### 1) ビジネスコンシェルジュの設置・運営

誘致・ビジネス交流事業を契機として東京への進出を検討している外国企業及び東京へ進出してきた外国企業を対象として、日本の商習慣、法規制などビジネス全般に関する情報提供や相談の窓口（ビジネスコンシェルジュ）を設置し、法人設立などの法務・会計に係る各種手続の代行を、弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携して実施する。

シンガポールや韓国においては、こうした企業誘致に当たってのサポート体制は国の機関が主導して提供しているが、東京においては、都内に集積している民間事業者の創意工夫を活かし、民間ならではの外国企業のニーズに適ったきめ細やかな対応が可能となるよう、民間事業者等が主体となってサービスを提供する仕組みを構築する。

ビジネスサポートに係る人材についても、外国企業がビジネスを行う環境を整えることにより、外国企業誘致に繋げることが期待できることから、外国法事務弁護士等に係る規制緩和を国に求め、外国法事務弁護士の量的な拡大を図る。

#### 2) 都認定外国企業従事者の入国審査緩和

東京都が認定した外国企業に就労する予定の外国人に対しては、提

出書類の簡素化を図る等により、通常1か月程度を要する入国手続（在留資格認定証明書）の審査を迅速化し、10日程度に短縮することで、即時対応を求められるビジネスの現場に対応した環境を整備する。

### 3) 行政手続等の多言語による情報発信

外国語が通じにくい不便さを解消するため、行政手続情報等を多言語で配信する。

## (3) 生活環境の整備

### 1) 生活コンシェルジュの設置・運営

東京へ誘致した外国企業従事者やその家族がストレスなく生活できるように、外国人向けの生活相談や各種手続の代行を行う「生活環境コンシェルジュ」を設置・運営する。生活コンシェルジュは、ビジネスコンシェルジュ以上にきめ細やかなサービスの提供が求められることから、ビジネスコンシェルジュとの併設や都心部の再開発によって新たに生み出されるレジデンス機能のサービスとして付加されるコンシェルジュ機能の活用等による運営を図る。医療や行政手続など、相談内容が専門的領域に対応できるよう、医療機関や行政機関等の専門家集団が連携したサービスを展開する。

### 2) 外国語による受診機会の拡大

現在、特区エリアを含む区では、英語で受診可能な医療機関 353 施設（一部の医療機関については、その他の外国語対応も可能）をホームページ等で情報提供しているが、その外国語対応レベルはまちまちであり、通訳サービスを活用して対応している医療機関もある。

外国人ビジネスマンやその家族が、体調不良の際に、微妙なニュアンスを伝えることができ、安心して受診できる医療機関の充実も国際都市となるためには必要不可欠である。

このため、外国語で受診できる医療機関の情報をウェブサイトで提供することに加え、国に規制緩和を求めることによって、外国人医師による母国語での診療が可能な医療機関の拡充を図る。

### 3) 子女が外国語で学べる教育環境の整備

外国企業の経営者や管理職クラスで、欧米の大学への進学を控えた子女を抱える年齢層の場合、日本で教育を受けることが子女の進路決定にとってリスクとならないかを不安視する声がある。

国際バカロレアは、国際的に活躍する人材を育成し、各国で認められる大学入学資格が付与されるという観点から高い評価を得ており、日本で活動する外国人にとって、国際バカロレア認定校は、子どもの将来を考えて安心して通わせることができる教育機関である。

このため、都立高校において国際バカロレア認定を取得し、外国人子女の教育環境を整備していくとともに、小・中学校における外国人子女の教育環境の整備についても充実を図る。

外国企業の日本でのビジネス活動を支える人材が豊富であることは、外国企業誘致に当たっての重要な要素となり得るが、長期に亘る景気低迷などにより我が国には停滞感が充満しており、日本の若者は、内向き志向に流れている。海外へ留学する日本人学生は近年急減しており、海外留学の英語力判定の指標であるTOEFLの平均スコアもアジア諸国に比べ低い水準となっている（日本70点、シンガポール98点、香港81点、韓国81点）。

外国人子女の教育環境を整備する取組は、こうした日本人学生の内向き志向を打破し、国際性豊かな人材へと育てていく効果も期待できる。

#### 4) E P A看護師・介護福祉士候補者として来日した人材を活用したベビーシッターの確保

E P A看護師・介護福祉士候補者として来日した人材をベビーシッターなどの業務に従事する人材としても活用し、子育て世代の外国人が働きやすく暮らしやすい環境を整備する。

#### 5) 居住環境における防災対応力の強化

外国人をはじめとする居住者が安心して生活できるよう、居住環境における防災対応力の強化を図る。住戸内においても非常用照明やコンセントを設置し、停電時にも最低限の部屋内の照明や電源を確保できる環境を整備する。

### (4) B C Pを確保したビジネス環境整備

#### 1) B C Pを確保した都市インフラの整備

世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外における拠点を選択するに当たっての前提条件だと言っても過言ではない。

このため、再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生の制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることに

より、高層ビルの長周期地震動対策の実施、帰宅困難者や地域住民の一時滞在施設等として利用可能なスペースの確保、防災備蓄品の充実、通信手段の確保等を実施し、高度な防災対応力を備えた建築物を誘導する。

また、コージェネレーションシステムや蓄電池、太陽光発電等の再生エネルギーの導入を促進し、系統電力との混合調達を図りながら、開発エリア単位での自立・分散型のエネルギーネットワークの構築、当該開発エリアで創出可能な電力・エネルギーの有効利用を図り、特定電気事業の制度などを活用して、系統電力が途絶えても、当該地域では最低限のビジネス継続や避難生活維持のために必要な電力の確保を可能とする。

## 2) 先進的なビジネス支援機能の導入

再開発や建替え等が実施されるタイミングで、都市再生制度等を活用し、民間の開発に対しインセンティブを与えることにより、MICE施設、国際医療施設、サービスアパートメント等の先進的なビジネス支援機能の導入を誘導する。

## 3) 個別プロジェクト

### イ 丸の内二丁目7地区（旧東京中央郵便局）

竣工年月：2012（平成24）年5月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約21万5,000㎡

主な施設：国際ビジネス・観光情報センター、国際会議場、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

### ロ 渋谷二丁目21地区（渋谷ヒカリエ）

竣工年月：2012（平成24）年4月

高さ・階数：約182.5m、地上34階

延べ床面積：約14万4,000㎡

主な施設：エキシビジョンホール、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

### ハ 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業（アークヒルズ仙石山森タワー）

竣工予定：2012（平成24）年8月

高さ・階数：約199m、地上47階

延べ床面積：約 14 万 3,600 m<sup>2</sup>

主な施設：帰宅困難者受入施設、中圧都市ガスを利用したデュアル化による非常用発電機器、防災備蓄倉庫

ニ 大手町地区B-1地区（旧経団連会館）

竣工予定：2012（平成24）年9月

高さ・階数：約 177m（B棟）、地上 34 階

延べ床面積：約 24 万 1,400 m<sup>2</sup>

主な施設：国際医療施設、金融教育・交流センター、帰宅困難者受入施設、防災備蓄倉庫

ホ 京橋三丁目1地区

竣工予定：2013（平成25）年春

高さ・階数：約 130m、地上 24 階

延べ床面積：約 11 万 6,000 m<sup>2</sup>

主な施設：国際医療施設、防災備蓄倉庫

へ 六本木一丁目西B-1地区（旧六本木21・25森ビル）

竣工予定：2013（平成25）年6月

高さ・階数：約 108m、地上 20 階

延べ床面積：約 5 万 5,300 m<sup>2</sup>

主な施設：長時間対応の非常用発電機

ト 日本橋室町東地区（2-3街区/1-5街区）

竣工予定：2014（平成26）年1月

高さ・階数：約 116m・22階 / 約 80m・17階

延べ床面積：約 6 万 3,000 m<sup>2</sup> / 約 2 万 9,300 m<sup>2</sup>

主な施設：防災備蓄倉庫、帰宅困難者受入施設、観光情報センター

チ 環状第二号線新橋・虎ノ門地区市街地再開発事業（Ⅲ街区）

竣工予定：2014（平成26）年9月

高さ・階数：約 247m、地上 52 階

延べ床面積：約 24 万 4,360 m<sup>2</sup>

主な施設：国際会議場、ホテル

リ 丸の内一丁目1-12地区

(旧第一鉄鋼ビルディング、第二鉄鋼ビルディング)

竣工予定：2015（平成27）年春

高さ・階数：約140m、地上25階

延べ床面積：約11万4,000㎡

主な施設：サービスアパートメント、ビジネスサポート施設、  
空港直通バス待合施設、防災備蓄倉庫

ヌ 京橋トラストタワー

竣工予定：2014（平成26）年2月

高さ・階数：約108m、地上21階

延べ床面積：約5万2,000㎡

主な施設：ホテル、高出力（通常時の80%）・長時間（最長1週間）対応の非常用発電機、防災備蓄倉庫

ル (仮称) 大手町1-6計画

竣工予定：2014（平成26）年4月

高さ・階数：約200m、地上38階

延べ床面積：約19万8,000㎡

主な施設：事務所、ホテル、店舗、駐車場、「大手町の森」

上記のほか、複数の再開発事業が計画・進行中である。

## 2. ロードマップ

平成28年度までに外国企業500社（アジア地域業務統括拠点・研究開発拠点50社を含む）を東京へ誘致する目標の達成のために、外国企業がビジネスを展開しやすい環境を順次整備していく。

### (1) 平成24年度

- グローバルに展開される都市間競争を勝ち抜くための中長期的な都市戦略として、アジアヘッドクォーター特区域内ビジョンを策定する。
- 都市再生の制度を活用し、先進的ビジネス支援機能等を有したビルが順次竣工し、外国企業受け入れの基盤整備が具体的な姿を現し始める。
- 各種の規制緩和が実現し、特区事業実施のための環境が整備される。

- 日本貿易振興機構（JETRO）と協力し、アジア業務統括拠点、研究開発拠点等を誘致する外国企業の選定を行う。
- ワンストップでのビジネス支援を実施するビジネスコンシェルジュ機能の整備・運営方法を具体的に検討し、先行する民間事業者において、設立準備を進める。
- 臨海副都心において、MICE・アフターコンベンション機能の充実、外国企業の進出促進に繋がる民間事業に対する助成制度を開始する。
- 外国企業へのインセンティブとなる都独自の税制支援を行うために必要な規定の整備等を行い、誘致によりアジア統括拠点、研究開発拠点を東京の特区地域に設置した企業に対する優遇措置を開始する。
- 英語による教育を実施する都立高校の選定を行う。
- 英語対応可能な事業所等の認証制度を構築する。
- 外国企業の社内保育所に対する運営費補助を行い、外国企業における社内保育所の拡大を図る。

(2) 平成25年度

- ビジネスコンシェルジュ機能の本格稼動にあわせ、民間企業や誘致活動員等による外国企業誘致を本格的に実施する。
- 東京都が認定する外国企業に就業する外国人に対する入国審査手続の簡素化・迅速化が具体化する。
- 都立高校における英語による教育実施のためのカリキュラム作成等、教育課程特例校の指定を受けるための諸手続を行う。
- MICE開催時の交通アクセスの向上や魅力あるアフターコンベンションの創出につながる、羽田空港と臨海副都心を結ぶ新たな舟運ルートを開発する。
- 空港直行バスへの公共車両優先システムの整備を進める。また、京急蒲田駅改良工事を完了させ、羽田空港へのアクセスを向上させる。

(3) 平成26年度から平成28年度

- 復興特別法人税の終了により総合特区法に基づく法人税の軽減措置と東京都独自の税制優遇を受ける法人の法人実効税率が20%台半ばとなる。（平成27年度以降）
- 都立高校において英語による授業が開始される。
- 先進的なビジネス支援機能やBCPを確保したビジネス環境が整った、外国企業が企業活動を行う上で優れたスペックを有する高層ビルが着工（一部竣工）する。



- 延伸する羽田空港C滑走路の供用が開始され、深夜早朝時間帯に長距離大型機の就航を実現する。
- 羽田空港の国際線ターミナル拡張工事が終了し、ビジネスジェット利用者に対する専用動線が確保されるとともに、C I Q 手続が迅速化する。
- 羽田空港跡地（第一ゾーン）において、コンベンション機能やビジネス支援機能を持った施設を整備する。
- 臨海副都心においては、青海地区北側にコンベンション、ホテル等が建設されるとともに、ビッグサイトの再整備を行う。

### 3. 役割分担

アジアヘッドクォーター特区には、民間事業者、地方公共団体をはじめとして様々な主体が参画し、それぞれの強みを活かして一体となって取組を進めていく。

#### (1) 都の役割

アジアヘッドクォーター特区の申請主体として、特区推進の総合調整機能を担うとともに、自らの権限において実行可能な施策を積極的に実施し、特区事業推進のための環境を整備する役割を担う。

具体的には、外国企業にインセンティブを与える税制の実施、先進的なビジネス支援機能や防災対応力の向上に資する設備、自立・分散型エネルギーシステムの導入を進める施設に対して容積率の緩和等の誘導策の実施、幹線道路等国際競争力の強化に資するインフラ整備等を実施する。

#### (2) 区の役割

地域の特性に応じ、アジアヘッドクォーター特区事業の推進に資する施策を実施する。

例えば、ものづくり産業が集積する大田区では、羽田空港跡地に導入する産業交流施設において、国や関係自治体等と連携し、外国企業と中小企業とのビジネスマッチングを促進することで、新しい技術・製品の創出や新市場の開拓を図る産業ハブ機能を形成することを目指している。その他、基礎自治体として外国企業の従事者及びその家族の生活環境整備のためのきめ細やかな対応を図る。

#### (3) 日本貿易振興機構（JETRO）の役割

外国企業誘致に関する豊富な蓄積を基に、アジア業務統括拠点や研究開発拠点等の呼び込みに関する誘致戦略の策定等について東京都に協力

する。

#### (4) 民間事業者の役割

長年培ったノウハウを活かし、規制緩和や各種の支援措置を用いて、外国企業の誘致に有効な都市開発事業を実施し、外国企業にとって魅力あるビジネス環境整備を推進する役割を担う。

入居企業を募集する際には、上記取組を外国企業へ積極的にPRするなど、外国企業誘致に繋げていく。また、ビルのテナントとして外国企業及び外国企業やその従事者・家族のビジネス・生活サポートする諸機能を誘致するなど、ハード、ソフト両面で特区事業を推進する。

具体的には、高機能なオフィス空間やカンファレンスセンターやデータセンター等のオフィスサポート施設、サービスアパートメント、国際医療施設等グローバル企業が求める高機能な通信環境を含むビジネスインフラを建設する。また、コージェネレーションシステムの導入、地域冷暖房熱源の相互融通など、地震等の非常時においてもエネルギーの安定供給を可能とする設備の建設等を実施する。

#### (5) 行政書士、医療・教育関係者など外国人の生活を支える専門家の役割

既に、外国企業や外国人に対するサービスを提供している行政書士、医療・教育関係者などの専門家についても、アジアヘッドクォーター特区地域協議会への参画を求め、これまでの経験を踏まえたサービス向上策について総合特区制度を活用し提案することで、既存サービスの向上や新たなサービスの提供に繋げていく。